

# 税務署コーナー

消費税

事業者の方へ

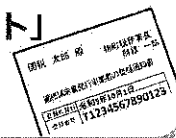
## 令和5年10月

## インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、**令和5年3月31日までに**  
**登録申請が必要です！**

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



**登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！**

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

## 🎧 「インボイス」とは

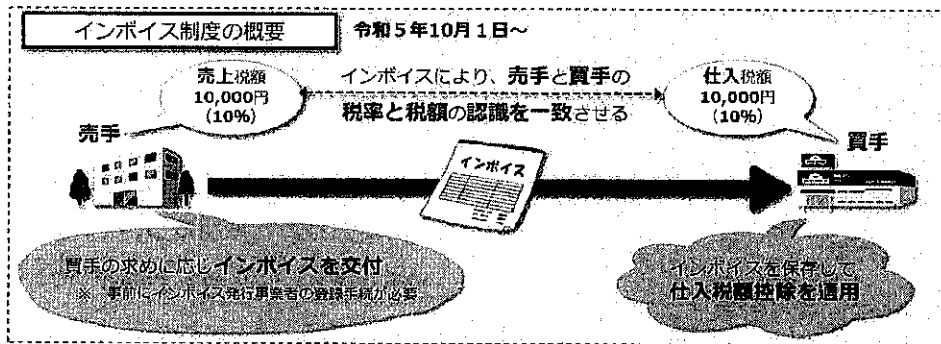
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## 🎧 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



## 🎧 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。  
「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方  
向けのコンテンツ  
も掲載中!

インボイス制度  
特設サイト



## 🎧 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



インボイス制度の疑問  
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への  
事前予約をお願いします。

# 年末調整手続の電子化について

## 年末調整手続の電子化って何？

これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明書を書面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書を電子



データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

## 国税庁が提供する「年調ソフト」って？

国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しています。

(注) 現在お使いの給与計算ソフト等への取込機能については、お使いのソフト開発業者様へご確認ください。

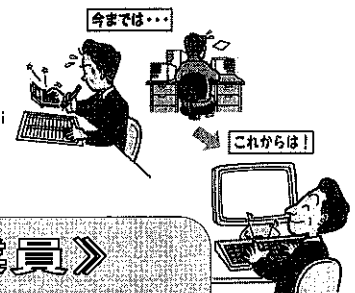
## 電子化によるメリット!!

### 《勤務先》

- 保険料控除等の控除額の検算が不要
- 控除証明書等のチェック事務が削減(従業員が控除証明書等データを利用した場合)
- 従業員からの問合せが減少
- 年末調整関係書類の保管コストが削減

### 《従業員》

- 控除額等の記入・手計算が不要
- 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- 勤務先からの問合せが減少



## マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます。

詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>) をご覧ください。

## 税務署職員紹介



法人課税第一部門 統括国税調査官 **藤原 真智子 氏**

- ①出身地 埼玉県桶川市
- ②前任地 朝霞税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
- ③趣味・特技 旅行、ホットヨガ
- ④一言コメント 法人会の皆様と連携を深められると幸いです。



法人課税第一部門 上席国税調査官 **伊藤 一久 氏**

- ①出身地 茨城県ひたちなか市
- ②前任地 古河税務署 法人課税第一部門
- ③趣味・特技 テニス・ボウリング その他体を動かすことが好きです。
- ④一言コメント 署の担当として、皆様と連絡を密にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

## キャッシュレスで国税の納付が出来ます！

### ◆キャッシュレス納付

- ・国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、自宅や事務所などから納付手続きが可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。
- ・国税庁では次のとおり便利な納付の手続きをご用意しておりますので、この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

- ① **ダイレクト納付** : e-Tax で申告されている方など
- ② **振替納税** : 申告所得税などの確定申告書を毎年提出する必要のある方
- ③ **インターネットバンキング**      ④ **クレジットカード納付**

### インターネットセミナーをご活用ください

東毛法人会のホームページから無料で600タイトル以上のセミナーが視聴できます。

<http://www.gunma-hojinkai/tomo/>

東毛法人会

検索

専用IDとパスワードを入れてログインしてください！！

**ID・パスワードは**

会員ID : hj0817    パスワード : 6811